

学生の皆様

学 長 小 室 尚 子
学生部長 青 山 喜久子

感染・事件・事故の防止について

(7月20日付「7月1日～9月16日の授業以外の対応について」改定版)

今年の夏は新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の行動自粛、行動の変容が求められる夏です。夏期休暇もその様ななか、いつもより遅い始まりです。皆さんが、健康を保ち、事件・事故に巻き込まれないためにも下記事項について十分に注意し、充実した夏を過ごしてください。

記

新型コロナウイルス感染症について

- 1 各自が「感染しない」「感染させない」を強く自覚してください。
 - ・若者の感染が多くなっています。改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をしてください。
 - ・複数人での行動は自粛し、「三つの密（密閉、密集、密接）」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けてください。
 - ・アルバイト先からの感染も多く報告されています。三密が生じるアルバイトは絶対にしないでください。
 - ・行動履歴は自分できちんと記録をしておいてください。自分が感染した場合、過去2週間どこで行動し、誰と接触したか、保健所からの聞き取り調査があります。
- 2 次に該当する方は、速やかに本学保健センター（counsel@kinjo-u.ac.jp）へ連絡してください。
 - ・新型コロナウイルス感染症（PCR陽性）と診断された。
 - ・PCR検査を受けた。
 - ・濃厚接触者として保健所から連絡を受けた。
 - ・新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある。
- 3 キャンパスへの立ち入りについて
 - ・キャンパスへの立ち入りは、自宅にインターネット環境がなく大学Wi-Fiを利用、図書館の利用（利用に関しては図書館ホームページを確認してください。）、本部棟の利用、ロッカーの利用、教職員から呼ばれた場合のみ可能です。
 - ・発熱がある、咳が続くなどの症状がある時は大学に来ることは禁止します。なお、症状が治まっても許可がないと登校できませんので、本学保健センターに連絡してください。

- ・通学途中の公共交通機関、大森・金城学院前駅からキャンパスまでの通学路およびキャンパス内において、必要以上に会話（おしゃべり）をしないでください。
- ・キャンパスではマスクをつけてください。校舎に入る際には、設置してあるアルコール消毒液を使用するか、石鹸と流水でよく手を洗うようにしてください。
- ・大学での用事が済み次第、教室やラウンジにとどまらず、速やかに帰宅してください。

4 国内移動について

- ・不要不急の外出は控えてください。特に感染が拡大している東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県への移動は自粛してください。やむを得ず、感染が拡大している都府県へ移動する場合は、保健センター（counsel@kinjo-u.ac.jp）に①学籍番号と氏名、②行先都道府縣市町村、③滞在期間を届け出てください。
- ・本学の資格に関わる学外実習で、感染が拡大している都府県へ移動する場合の届け出の必要はありません。
- ・就職活動（インターンシップ含む）で居住地から県をまたいで移動をする場合は、キャリア支援センターの指示に従って届け出てください。

5 海外渡航について

- ・海外への渡航は禁止します。やむを得ず渡航する場合は、本学保健センター（counsel@kinjo-u.ac.jp）に事前に届け出てください。

6 新型コロナウイルスの症状について心配なときは、下記に相談することもできます。

愛知県 新型コロナウイルスに関する相談窓口

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#nagoya>

名古屋市の場合 平日：各区保健センター 夜間土日：中保健センター052-241-3612

7 最後に

金城学院大学は、キリスト教の精神のもと、人々があらゆる対立を越えて、互いに愛し合い、共に生きる世界をつくることに貢献する人材を育てることを目指している学校です。新型コロナウイルスの感染拡大の中であって、罹患した方々に対する心ない誹謗中傷や、差別があることが報道でも度々取り上げられております。感染経路が明らかになると自分が罹患したのは誰々のせいであると言って特定の人を非難することも起こっています。金城生は、困難や苦しみを抱える人々を思い遣り、人を中傷したり、SNSを使用して人を傷つけたりすることは厳に慎んでください。隣人と共に生きる者となりましょう。

アルバイトについて

三密が生じる場所でのアルバイトをしないのは当然ですが、次のようなアルバイト先にも気を付けてください。

職場の中には劣悪な労働条件でバイト学生を働かせたり、約束とは違う過密なシフトを入れたり、サービス残業を強いたりと法律や契約に違反した労働を強いるところがあります。「ブラックバイト」に関わる問題も増加しています。無理をせず、自分の生活リズムにあったアルバイトを選ぶこ

とを第一に、また仮に問題があると察せられる場合には、ためらわずに第3者（親や友人、場合によっては労働基準監督署等）に相談しましょう。

なお、学外実習等が予定されている学科の学生においては、学科の指導に従ってください。

SNS 等の利用について

Twitter、Facebook、LINE、Instagram などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や YouTube などさまざまなインターネットサービスによって、情報発信が容易になりましたが、安易な情報発信によって社会問題に発展した事例も多数報告されています。クラブ、サークル活動や学生同士で盛り上がっている動画等を Web 上にアップしたために、あらぬ誤解や指摘を閲覧者から受けることにもなりかねません。学生の皆さんにはそのようなことにならないよう、適切な利用を心がけてください。

飲酒について

未成年者の飲酒は法律違反です。未成年者は飲まない、飲ませないようにしてください。また、お酒を飲めない人への飲酒の強要も重大な事故につながる大変危険な行為です。「イッキ飲み」はしない、させないようにしてください。

薬物について

麻薬や覚せい剤の使用は法律違反というだけでなく、精神や身体上の問題を引き起こし、学生生活崩壊の原因となります。また、最近ニュースによくある「危険ドラッグ」は法律の隙間を潜りぬけているだけで、危険性は他の違法薬物と変わりません。これらの薬物が販売されているような場所には近づかず、決して興味本位で使用しないよう気をつけてください。

交通安全について

自動車、オートバイ等を運転する場合は、交通ルールを守り、事故等に巻き込まれないよう、安全運転を心がけてください。